Ⅳ　減損会計関係注記

1．減損を認識した固定資産

⑴　職員宿舎

①　減損を認識した固定資産の概要　（単位：円）

用　途	資産名称	種類	場　所	23年度末帳簿価額（減損後）	減損額のうち損益計算書に計上した額	減損額のうち損益計算書に計上していない額
職員宿舎	田代宿舎	土地、建物	愛知県名古屋市千種区田代町	24,360,000	0	461,152
職員宿舎	さつき丘宿舎	土地、建物	大阪府枚方市山之上西町	18,040,000	0	1,224,976

（注１）帳簿価額は、平成24年３月31日現在の帳簿価額を掲記しております。
（注２）帳簿価額（回収可能サービス価額）は、正味売却価額の金額を掲記しております。

②　減損の認識に至った経緯
利用率が著しく低い田代宿舎及びさつき丘宿舎については、平成23年度末をもって廃止しました。

2．使用しないという決定を行った固定資産

⑴　留学生宿舎

①　使用しないという決定を行った固定資産の概要

用　途	資産名称	種　類	場　所
留学生宿舎	札幌国際交流会館	建物、構築物、工具器具備品	北海道札幌市豊平区豊平６条
留学生宿舎	東京国際交流館	土地、建物、構築物、工具器具備品、借地権	東京都江東区青海
留学生宿舎	金沢国際交流会館	建物、構築物、工具器具備品	石川県金沢市もりの里
留学生宿舎	兵庫国際交流会館	建物、構築物、工具器具備品	兵庫県神戸市中央区脇浜町
留学生宿舎	福岡国際交流会館	建物、構築物、工具器具備品	福岡県福岡市博多区店屋町
留学生宿舎	大分国際交流会館	建物、構築物、工具器具備品	大分県別府市京町

②　使用しなくなる日
各宿舎ごとの譲渡・廃止の時期は、今後譲渡交渉を進める中で決まっていくこととなります。

③　使用しないという決定を行った経緯及び理由
「独立行政法人の事務・事業見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、当機構において講ずべき措置として、留学生宿舎については大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに機構の事業としては廃止することとされていること及び「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年１月20日閣議決定）において、売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時までに結論を得るとされていることから、当機構では、大学・民間等への売却に向けて、引き続き業務を進めているところです。

④　使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額
留学生宿舎（当事業年度末帳簿価額：土地6,038,407,880円、建物等29,922,489,882円、借地権5,450,587,495円）については、譲渡・廃止の時期が個別に決定するまでは回収可能サービス価額及び減損額の見込額を算出することができません。

⑵　東海北陸支部分室

①　使用しないという決定を行った固定資産の概要

用　途	資　産　名　称	種　類	場　所
事務所	東海北陸支部分室	建物	愛知県名古屋市昭和区川名山町

②　使用しなくなる日
平成24年４月１日

③　使用しないという決定を行った経緯及び理由
「独立行政法人の事務・事業見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、当機構において講ずべき措置として、東海北陸支部（分室）について、廃止も含めて検討することとされたことを受け、利用実態の調査、周辺大学における購入希望の確認等を行いました。その結果、一般の利用実績が著しく低く、周辺大学の購入希望もないため、廃止すると決定しました。

④　使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額
（単位：円）

資　産　名　称	帳簿価額	回収可能サービス価額	減損額の見込額
東海北陸支部分室	21,480,165	0	21,480,165

※　帳簿価額は平成24年４月１日現在の帳簿価額を記載しております。
※　回収可能サービス価額は、正味売却価額を掲記しております。

Ⅴ　金融商品の時価等の開示に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当法人は、奨学金貸与事業を実施しております。この業務を実施するため、一般会計借入金、財政融資資金、金融機関からの借入及び財投機関債の発行により資金を調達しております。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク

当法人が保有する金融資産は、個人に対する貸付金であり、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は国債、地方債及び譲渡性預金であり、満期保有目的で保有しております。

借入金及び財投機関債は、市場の混乱等により、当法人の資金調達が困難となる等の流動性リスクに晒されております。

⑶　金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスクの管理
当法人は、当法人の奨学規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸付金について、信用情報管理、問題債権への対応など債権管理に関する体制を整備し運用しております。これらの債権管理は、奨学金事業部により行われ、また、定期的に運営会議等を開催し、審議・報告を行っております。

②　金利リスクの管理
予め法令又は業務方法書等により定められた方法により利率を決定しております。

③　資金調達に係る流動性リスクの管理
当法人は、主務大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。